

リサイクルマーク事業基本約款

環境保全に配慮したユニフォームのリサイクルシステム提供事業（リサイクルマーク事業）（以下、「本事業」という。）は、公益社団法人環境生活文化機構（以下、「本機構」という。）定款第4条（事業）（1）「環境保全に配慮したユニフォームのリサイクルシステムの運営及び提供」及び「リサイクルマーク事業参加基準」に基づく事業である。

本事業は、本機構と参加する会員の役割分担及び会員の委託を受けて実施するものである。ただし、回収及び再生利用等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定の定めるところに従って実施する。

この約款は、本事業の基本的事項を定め、本事業の円滑な進展を期するものである。

（趣旨及び目的）

第1条 本機構は、資源やエネルギーを浪費する経済社会から循環型社会へ転換する道筋のひとつとして、繊維製品であるユニフォームを対象に、廃棄物の減量化、（焼却にとまなう）二酸化炭素や有害物質の発生の削減、物質としての長寿命化、職場での環境意識の高揚などに貢献するため、本事業を実施し、ユニフォームのリサイクルシステムを提供している。これは、環境の保全に配慮したユニフォームにリサイクルマークを縫着して、製造から販売・供用・回収及び再生利用等までユニフォームの生涯管理を行うものである。

2 多くのユニフォーム製造事業者、特に中小企業の事業者の現状は、一企業だけの努力でリサイクルシステムを構築することが困難な状況にある。本機構が廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の広域認定を受けて本事業を実施することは、リサイクルに取り組む意欲があるユニフォーム製造事業者に幅広くリサイクルへの取組を促していく効果を期待するものである。

（法令の遵守）

第2条 本機構及び会員は、本事業の実施、特に使用済みユニフォームの回収及び再生利用等にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（役割分担）

第3条 本機構と会員は、本事業について次のとおり役割を分担する。

（1）本機構の役割

①会員に対し、リサイクルマークの交付申請に際して、事前にユニフォームの製造に関する設計内容、生地サンプル及び試作見本品の提供を求め、素材メーカー、素材の品名、混率、環境規制物質使用の有無等について、ユニフォームの製造に関する環境配慮状況を確認し、必要がある場合は、改善を求める。また、当該ユニフォームの最終ユーザーの業態、施設等から病原性及び有害物質による汚染の

おそれのないことを確認する。なお、ユニフォームが製造、販売、供用された後、回収及び再生利用するにあたって、支障のある反射テープなどの加工及び伸縮性の高い素材の設計である場合は、設計の変更など改善を求める。

- ②会員に対し、①の結果を受けて、本事業におけるユニフォームの製造に必要なリサイクルマークを交付する。
- ③会員に対し、下取りした使用済みユニフォームについて回収拠点への搬入準備を指示する。
- ④指定運送業者に対し、使用済みユニフォームについて会員から回収拠点を經由して指定再生工場への運搬を指示する。
- ⑤指定再生工場に対し、使用済みユニフォームについて再生利用等のための処理を依頼する。

(2) 会員の役割

- ①リサイクルマーク付ユニフォームを製造・販売する。
- ②本機構に対し、使用済みユニフォームの収集運搬及びリサイクル処理を委託する。
- ③使用済みユニフォームを下取りする。

(ユニフォームの製造・販売)

第4条 会員は、本事業におけるユニフォームを製造・販売しようとするときは、本機構に対し、リサイクルマークの交付を申請する。リサイクルマークの種別は次のとおりとする。

- (1) マテリアルリサイクルマーク（転写マークを含む。以下同じ）
- (2) ケミカルリサイクルマーク

2 本機構は、1の申請について、事前にユニフォームの製造に関する設計内容、生地サンプル及び試作見本品の提供を求め、素材メーカー、素材の品名、混率、環境規制物質使用の有無等について、ユニフォームの製造に関する環境配慮状況を確認し、必要がある場合は、改善を求める。また、当該ユニフォームの最終ユーザーの業態、施設等から病原性及び有害物質による汚染のおそれのないことを確認する。なお、ユニフォームが製造、販売、供用された後、回収及び再生利用するにあたって、支障のある反射テープなどの加工及び伸縮性の高い素材の設計である場合は、設計の変更など改善を求める。この結果を受けて、本機構は、会員に対してリサイクルマークを交付する。

3 会員は、リサイクルマークを縫着（転写マークの場合は圧着）したユニフォームを納入するにあたって、着用事業者に対して本事業の趣旨を説明し、協力を要請するものとする。

(ユニフォームの下取り)

第5条 会員は、着用事業者に対し、回収・再生利用に資するため、ユニフォームの清潔の保持、節度ある管理など、従業員への指導を依頼するものとする。

2 会員は、リサイクルマーク付ユニフォームが使用済みとなったときは、着用事業者から下取りするものとする。

3 会員は、下取りした使用済みユニフォームを本機構の回収拠点に搬入する準備をする。

(廃棄物の回収)

第6条 指定運送業者は、本機構の委託により廃棄物となった使用済みユニフォームを会員から回収拠点を経由して指定再生工場に運搬する。

(再生利用等のための処理)

第7条 指定再生工場は、本機構の委託により前条の使用済みユニフォームについて、再生利用（再生利用不適品の除去などのいわゆる前処理を含む。）のための処理を行う。

(適用除外)

第8条 第4条第1項に定めるリサイクルマークを付したユニフォームが廃棄物となったものについて、本機構会員が別途に使用済みユニフォームのリサイクルに関する広域認定を取得したときは、その認定に定める使用済みユニフォームについては、当該広域認定の定めるところによるものとし、この約款は適用しない。

(費用負担)

第9条 本機構は、会員に対し、リサイクルマークの作成に必要な費用、使用済みユニフォームの回収及び再生利用等に必要な費用及び本事業の維持管理に必要な費用の負担を求めるものとする。

2 費用負担の内容は、別に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第10条 本機構及び会員は、この約款の実施にあたり、その責に帰すべき理由により、他の当事者または第三者に損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負うものとする。但し、天災その他不可抗力によって生じた損害については、この限りではない。

(協議事項)

第11条 この約款に定めのない事項、または、この約款上の事項について疑義が生じた場合及びこの約款について解釈変更の必要が生じた場合は、その都度本機構と会員で協議の上、リサイクルマーク事業管理委員会において審議し、理事会において決定するものとする。

附則 この約款は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定を申請した日から30日以内の別に定める日から施行する。

附則 この約款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。